

宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）

平成23年1月

宮 城 県

目 次

はじめに	1
序 章	2
(1) 景観のとらえ方	2
(2) 基本方針の策定の経緯と役割	3
基本方針策定までの経緯	3
基本方針の位置付けと役割	4
第 1 章 宮城県の景観の現状と課題	5
(1) 宮城県の景観の現状	5
自然的側面	5
社会的側面	5
歴史的・文化的側面	6
(2) 景観形成に向けての課題	7
第 2 章 美しい景観の形成に関する目標	8
(1) 美しい景観の形成に関する基本理念	8
(2) 美しい景観形成に関する基本目標	9
(3) 美しい景観形成に関する基本的な考え方	10
第 3 章 広域的な景観形成に関する事項	12
(1) 広域的に景観をとらえる意義	12
(2) 広域的な景観のとらえ方	12
景観区分	12
景観軸	16
景 域	18
第 4 章 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項	19
(1) 「まもる」ための施策	19
(2) 「つくる」ための施策	19
(3) 「育てる」ための施策	19
(4) 総合的な施策	20
(5) 施策の実施における留意事項	20
景観形成に向けての役割分担	20
基本方針の見直し	21

はじめに

宮城県では、山、川、海などの豊かな自然、脈々と連なる歴史やその中で育まれてきた文化を背景として、個性ある景観が形づくられてきました。さらに、現在の人々の暮らしを支える建物、施設などや、そこで営まれる社会経済活動などによって景観は特徴付けられています。

自然や歴史、文化を感じることでできる景観は、いつまでも今のままであるとは限りません。また、地域の景観との調和に必ずしも配慮されているとはいえない街並みなどを目にすることもあります。

美しい景観が残っている今だからこそ、そのような景観を守り、次の世代に伝えていくことが求められています。また、私たちが日常生活を送っている身近な景観などについても、良いところを受け継ぎながら、将来も大切にされるような景観を新たにつくっていくことが求められています。

ひとつひとつの建物や施設などは、個人のものであったり、事業者のものであったり、公共のものであったり様々ですが、それら全体の景観は、県民共有の財産です。宮城県内の美しい景観は、県民みんなの「美しい景観をまもろう」、「美しい景観をつくろう」という意識に支えられます。そのような意識を育てる環境づくりも大切になってきます。

また、このようにして、守り、つくられた美しい景観は、観光をはじめとする様々な社会経済活動に生かされることによって、地域を元気付け、生活に潤いをもたらしてくれるものでもあります。

宮城県が美しい景観で満ちあふれた心地よい空間となり、県民が誇りや愛着をもって暮らせるよう、ここに美しい景観の形成に関する基本的な方針を定めました。

〔本書の構成〕

本書では、序章で景観づくりを進めるに当たって前提となる、景観のとらえ方についての考え方を示すとともに、本書策定に至る経緯等をまとめました。また、第1章で、宮城県の景観の現状と課題を、第2章では、その課題の解決に向けて、美しい景観の形成に関する目標などをまとめました。さらに、景観形成を考えるに当たっては、市町村の区域を越えた広域的な景観の在り方を理解することが必要であることから、第3章において、県内の広域的な景観のとらえ方とその在り方を示し、最後に、第4章で、景観形成に関して宮城県が取り組むべき施策の基本的な考え方と留意事項を示しました。

序 章

(1) 景観のとらえ方

私たちの目の前には様々な風景が広がっています。それは自然的なものであったり、人々が作り上げてきた人工的なものであったり、両者が組み合わされた状態であったりします。その風景に対して、好き嫌い、快不快などの感情を抱くことがあります。そして、その風景がなぜ好き(あるいは嫌い)なのか、なぜ心地よく感じるのか(あるいは不快とを感じるのか)をじっくり考えていくこと、つまり目に見える空間をできる限り客観的に把握して評価することが、景観をとらえることであるといえます。

目の前の風景の中にある山、川、海岸、樹木などの自然(ここでは人が自然に関わってつくった水田や植林なども自然に含めて考えます)や、集落、工場、神社、道路、石碑などの人工物をひとつひとつ確認するとともに、目に見えるものがどのような時間を経てきたか、人々がそれらとどのように関わってきたのかなど、それらの背景にある歴史や文化、伝統などを理解し、さらに音や匂いなど五感にまつわる情報をも含めてとらえると、景観認識に深みが増します。

景観をとらえるということは、このように景観を構成している要素にまつわる情報を整理し、それらの要素がお互いにどのように関連しているのかを理解していくことでもあると考えられます。

また、日常生活を送る地域の範囲だけでなく、市町村やさらにその周辺も含めた広域的な範囲など、様々な規模で景観の特性を理解することが、その地域の特色を表しつつ、周辺の地域とも調和のとれた景観づくりにつながります。

そして、各地域において、なるべく多くの人々が、快適で美しいと感じ、後世に伝えたいと思う「もの」や「こと」(ここではそれらを「景観資源」ということにします)を見つけ出していくことが、その地域の美しい景観づくりの第一歩になると考えられます。

(2) 基本方針の策定の経緯と役割

基本方針策定までの経緯

宮城県では、平成8年11月に、県内のより良い景観を守り、創造し、景観形成を支える意識の醸成を図るために「宮城県景観形成懇談会」を設置し、その懇談会での検討成果を平成10年3月に「宮城県景観形成指針」(以下「景観形成指針」という。)としてまとめました。あわせて県内の良好な景観づくりに向けて、地区景観形成検討会やワークショップの開催、モデル地区における景観形成基本計画の策定など各種の取組を行ってきました。

全国的には、生活空間の質の向上という観点から、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになってきており、平成16年6月には「景観法」が制定されました。

景観法の制定を受けて、宮城県では、平成18年4月に「みやぎ景観懇話会」を設置し、景観法の趣旨を踏まえた新たな視点で「景観形成指針」を見直し、平成19年5月に「新・宮城県景観形成指針」(以下「新・指針」という。)として改訂しました。

平成20年7月には、宮城県議会において、景観保全・まちづくりに関する諸施策を検討するために「景観保全・まちづくり調査特別委員会」が設置され、景観条例の制定に向けた調査・検討を踏まえて、平成21年7月に「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」(以下「条例」という。)が制定されました。この条例の規定に基づき、平成22年1月に「宮城県景観審議会」が設置され、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の策定に向けて検討を始めました。

(ワークショップ：住民などの参加者が、専門家の助言を受けながら、体験や作業を通して問題解決を図るために行う集会。)

平成8年11月	宮城県景観形成懇談会が設置され、宮城県景観形成指針の策定に向け検討を開始。
平成10年3月	「宮城県景観形成指針」策定
平成16年6月	「景観法」制定
平成18年4月	みやぎ景観懇話会が設置され、宮城県景観形成指針の改訂に向け検討を開始。
平成19年3月	「宮城の将来ビジョン」策定
平成19年5月	「新・宮城県景観形成指針」策定
平成20年7月	宮城県議会において景観保全・まちづくり調査特別委員会が設置され、景観条例の制定に向け検討を開始。
平成21年7月	「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」制定
平成22年1月	宮城県景観審議会が設置され、基本方針の策定に向け検討を開始。

表1 基本方針策定までの経緯

基本方針の位置付けと役割

この基本方針は、条例第 10 条の規定に基づき、地域の自然及び文化の保全、地域の美しい景観の形成に関する活動を担う人材の育成、観光の振興及びその他の地域活性化の視点から、宮城県の美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するために定めるものです。

宮城県では、これまでも景観形成に関する基本的な考え方を、平成 19 年度に策定した「新・指針」の中で示してきました。今回の基本方針は、「新・指針」に示された基本的な考え方を踏襲し、市町村の区域を越えた広域的な景観のとらえ方など、新たな視点を加えて再構成しました。

この基本方針は、住民、事業者、市町村及び県が協調してより良い景観を形づくっていくための基本的な方針として運用します。

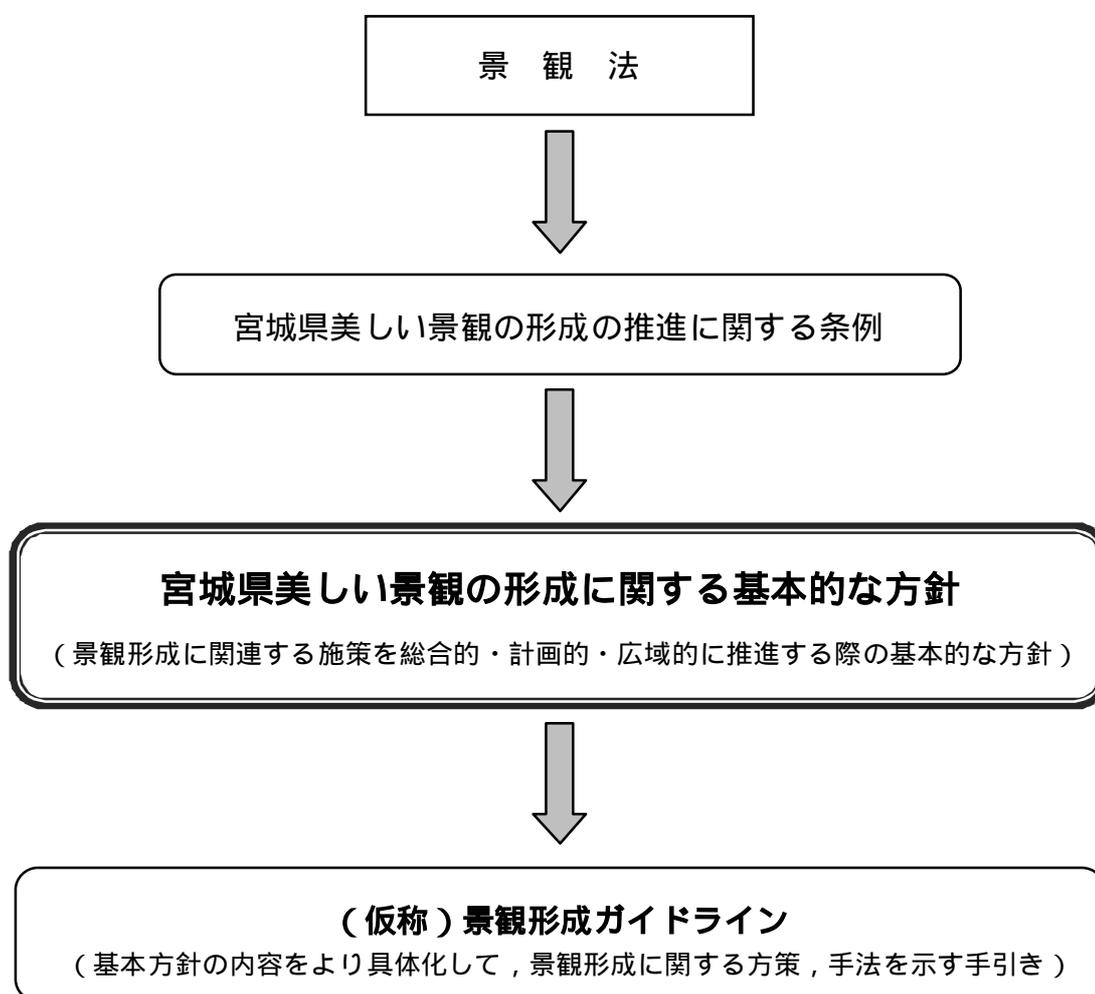


図 1 基本方針の位置付け

第1章 宮城県の景観の現状と課題

この章では、宮城県の景観に関する現状について、自然的側面、社会的側面、歴史的・文化的側面から整理し、景観形成に関する課題をまとめます。

(1) 宮城県の景観の現状

自然的側面

- ◆ 主な山地・丘陵地域においては、自然公園法及び県立自然公園条例による国定公園、県立自然公園の指定により、自然資源の保全と適正利用が図られています。また、自然環境保全条例による県自然環境保全地域あるいは緑地環境保全地域の指定により、自然環境の保全が図られています。さらに、林業振興の各施策による森林の保全・活用も行われています。
- ◆ 海岸域のリアス海岸部では、国立公園、国定公園及び県立自然公園の指定がなされ、自然資源の保全と適正利用が図られています。松島については、県立自然公園に指定されているほか、文化財保護法により特別名勝に指定されており、保護・保全がなされています。また、仙台湾地区においては、県自然環境保全地域が指定され、その保全が図られています。
- ◆ 県北部の平野部にある大規模な沼地は、多くの渡り鳥の飛来地となっており、特に伊豆沼・内沼、^{かぶくりぬま}蕪栗沼・周辺水田、化女沼はラムサール条約の登録湿地に指定され、これらの保護がなされています。
(ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」)
- ◆ 自然景観は、一般に、面的開発や人工構造物によって容易に損なわれるため、特に優れた景勝地等においては、各種の開発による景観上の問題が生じる例も見られます。

社会的側面

- ◆ 戦後・高度経済成長期には、社会資本整備の量的な充足を優先した結果、一部の公共施設等では美しさや地域性への配慮に欠け、画一的な形態やデザインのものも見られましたが、最近の公共建築物や橋りょう、街路、都市公園などの公共施設整備では、景観に配慮した事例が徐々に見受けられるようになってきています。
- ◆ 都市域では、仙塩広域都市計画区域などで、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、新たなまちづくりが行われています。

- ◆ 都市公園をはじめ、建築物周辺の緑化や生け垣の推奨などの都市域での緑化、その他街路樹植栽や法面緑化など、様々な緑化の推進は、地域の景観向上、修景にも貢献しています。
- ◆ 仙台市周辺部では、都市域の拡大に伴い、丘陵部の景観を特徴付ける里山が失われてきています。
- ◆ 地方都市の中心部では、中小店舗の廃業が相次ぎ、いわゆる「シャッター通り」と呼ばれる商店街が多くなり、市街地景観が悪化してきています。
- ◆ 郊外の幹線道路沿いでは、景観を阻害する電柱電線類や屋外広告物のはらんにより、沿道景観が悪化してきています。また、同種の大型店舗が各地に立地することにより、地域の個性が感じられない景観が形成されるようになりました。
- ◆ 駅前などの放置自転車や、人々が集まる地域でのごみの散乱など、社会的なマナーの欠如に起因する都市景観上の問題点も見受けられます。
- ◆ 農村地域では、農業施策に関わる各種の事業が行われていますが、都市近郊地域での都市化・混住化による土地利用秩序の乱れや、中山間地域における顕著な過疎化・高齢化などによる耕作放棄地の拡大など、農村景観の保全上、懸念される状況も見られます。
- ◆ 山村域では、林業の構造的不況や後継者不足などに伴う放置林の発生など、森林の景観上も懸念される状況が見られます。

歴史的・文化的側面

- ◆ 地域の歴史や文化を体現する文化財は県内に数多く見られますが、その一部は文化財指定などによって保存が図られています。
- ◆ 貞山運河などでは、歴史的な価値に着目した各種の事業が行われてきていますが、まだ、部分的な取組にとどまっています。
- ◆ 地域レベルで身近な価値を持った古民家などの歴史的資源については、建替えなどが行われ、このままではその価値の消失が危惧されます。
- ◆ 文化財保護法では、棚田などの農耕景観や、養殖いかだなどの漁労景観など、地域における人々の生活や生業とその地域の風土により形成された景観が「文化的景観」として位置付けられるようになりました。

(2) 景観形成に向けての課題

前項で整理した宮城県の景観形成に関する課題について、「まもる」、「つくる」、「育てる」という3つの視点から位置付けて、次のように整理しました。

ま も る	<p>豊かな自然景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県民の共有財産である豊かな自然景観の保全 ◆ 景観上、特に重要な山や水辺の景観の保全 ◆ 生態系への配慮などを含めた景観形成 <p>地域の個性を形づくる景観資源の保存・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 鎮守の森など、安らぎを感じさせる何気ない身近な景観の保存 ◆ 広大な田園風景のパノラマなど、地域を特徴付ける景観の保全 ◆ 市街地の背景や山並みに対する前景など、「眺望」と「視点場」を重視した景観の保全 ◆ 歴史的な街並みや建造物など、歴史・伝統文化を伝える景観の継承 ◆ 生活や生業が作り出す文化的景観の保全と、それを支える産業やシステムの継承
つ く る	<p>地域の個性を生かした景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市から農村まで、多様な背景を持つ地域の特色を生かした景観形成 ◆ 魅力ある商業空間、田園空間の形成など、地域づくりと連動する景観形成 ◆ 地域の顔となる行催事（イベント）の開催を意識した景観形成 <p>景観に配慮した各種施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 周辺との調和など、景観に配慮した河川、道路、公共建築、構造物等の整備 ◆ 各種法令や制度を活用した街並みや一般建築物等の適正な誘導 ◆ 場所に応じた緑化手法の選定など、きめ細かな修景 <p>景観阻害要素の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 錯綜した電線・電柱など、景観を阻害する要素の除去・是正 ◆ 無秩序な広告物やサイン類等による景観的な混乱の是正
育 て る	<p>社会的意識の普及・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの散乱や放置自転車の防止、是正など、モラルやマナーの面から取り組む社会的意識の向上 ◆ 景観教育を通じた景観意識の普及・向上 <p>官民が協働・連携した景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県・市町村及び住民・企業が互いに協力しながら進める取組 ◆ 地域で活動するNPOなどとの交流の促進 ◆ 地域の景観形成を担うリーダーの育成 ◆ 景観形成を積極的に誘導する市町村の意識啓発

表2 宮城県の景観に関する課題

第2章 美しい景観の形成に関する目標

この章では、条例に掲げる目的及び基本理念を踏まえて、美しい景観の形成に関する基本目標及びその実現のための基本的な考え方を示します。

(1) 美しい景観形成に関する基本理念

条例の第一条には、その目的を掲げています。

目 的（条例第一条）

（前略）地域の歴史と文化を守り、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

また、条例の第三条では、宮城県として美しい景観の形成を推進する際の基本的な考え方を基本理念として次のように掲げています。

基本理念（条例第三条）

- 1 美しい景観は、地域の歴史と文化に培われてきた風格及び個性であることから、県民等のこれらに対する誇りを醸成するよう、その形成が図られなければならない。
- 2 美しい景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることから、県民共有の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、その形成が図られなければならない。
- 3 美しい景観は、地域の歴史及び文化並びに人々の生活との調和により構成されているものであることから、これらに配慮した形成が図られなければならない。
- 4 美しい景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、地域の活性化に資するよう、その形成に向けて県は、市町村、県民及び事業者と連携して取り組まなければならない。
- 5 美しい景観の形成に当たっては、景勝地等の景観のみならず、日常生活に根ざした身近な景観を保全し、整備するとともに、新たに美しい景観を創出することにも取り組まなければならない。

条例の目的を達成するために、基本理念に十分留意して、以下、基本目標、施策に係る基本的な事項等を定めていきます。

(2) 美しい景観形成に関する基本目標

基本理念に従って美しい景観の形成を実現するために、宮城県が目指す景観形成の基本目標を次のように設定します。

美しい景観の形成に関する基本目標

豊かな景観資源としての自然，歴史，文化を保全し継承していくために，宮城の個性を表徴する景観を「まもる」

宮城独自の風土について，県民，来訪者が知り，理解し，次世代に伝えることにより，景観形成に資する景観資源が豊かになります。

地域の特性を生かし，個性ある景観を創造していくために，快適で魅力ある景観を「つくる」

地域の特性を生かし，個性のある景観をつくることで，その空間が快適さに満ち，魅力あふれる美しい生活の舞台となります。

県民意識の醸成と参加による景観づくりを育成していくために，景観形成を支える意識を「育てる」

地域のことを知っている人々，地域の景観について考える人々，地域の景観づくりに参加する人々によって，美しい景観の形成が持続的に支えられていきます。

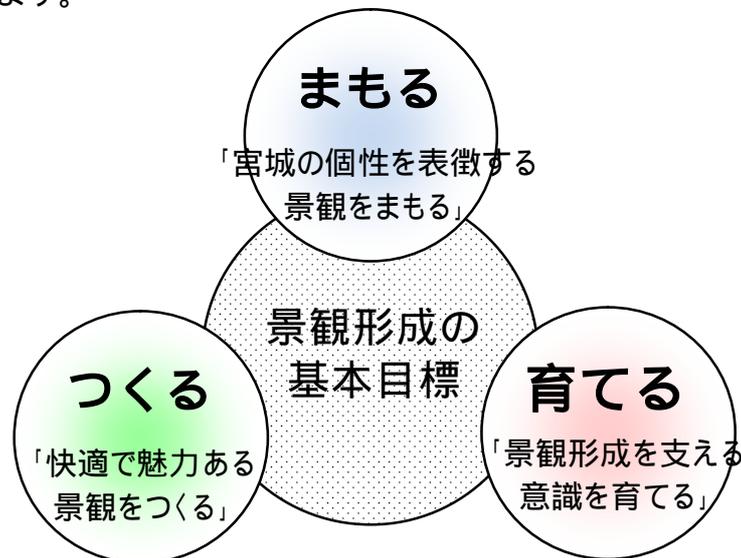


図2 美しい景観形成に関する基本目標

(3) 美しい景観形成に関する基本的な考え方

景観形成の基本目標を具体化していくために、景観形成の基本的な考え方を設定します。これは、基本方針全体を統括する観点から、宮城らしいより良い景観を保全・創造し、次の世代へ伝えていくための基本的な方向を示すものです。

美しい景観の形成に関する施策に係る基本的な考え方

景観形成の基本目標である「まもる」、「つくる」、「育てる」を実現するために、次の6つの考え方を定めます。

保全の視点 自然を保全し、自然と調和を図った良好な景観の形成を目指します

- ◆ 良好な自然環境を形成する多様な自然資源（植生，地形，河川，海岸など）の保全を図ります。
- ◆ 新たな開発や整備に当たっては、周辺環境への影響，景観の連続性などを考慮し，生態系を含めた自然との調和に配慮します。

継承の視点 伝統や歴史・文化など，地域の個性を形づくる景観を継承していきます

- ◆ 地域固有の自然，歴史・伝統・文化などと，その地域の産業活動等とが調和して形成された景観の継承を図ります。
- ◆ 優れた都市景観や景勝地のみならず，特に目立った特徴が無いと思われるがちな郊外の市街地や集落等の日常景観の中からも，地域固有の景観の美しさを見出し，その景観を継承していきます。
- ◆ 文化財や山並みに対する前景や背景といった特色ある「眺望」とともに，その景観を享受する「視点場」も一体として継承していきます。

（視点場：景観を眺める人の位置（視点）が存在する場所。その場所の状態によって景観の感じ方も変わる。）

創造の視点 環境と調和した快適で魅力ある景観の創造を目指します

- ◆ 良好な景観を創造していく上で，先導的な役割を果たすことができるような河川，道路，公共建築など各種公共事業の推進を図ります。
- ◆ にぎわいを演出する商店街づくりなど，中心市街地の活性化や地域づくり活動と連携した景観形成を図ります。
- ◆ 散乱ごみや無秩序な屋外広告物など，景観を阻害している要素を取り除き，より良い景観の形成を図ります。

活用の視点 地域の個性を積極的に活用した景観の形成を目指します

- ◆ 昔ながらの街並みや広大な田園風景など、地域を特徴付ける景観資源を積極的に活用した景観の形成を図ります。
- ◆ 地域の魅力が創出・増進され、観光、行催事（イベント）、その他地域間交流の促進につながるような景観の形成を図ります。

育成の視点 景観は共有の財産であるという社会的意識の育成を目指します

- ◆ 景観形成に関する普及・啓発活動などを通じて、散乱ごみや放置自転車などの景観阻害要因を発生させないという日常的な視点を含めた、社会的意識の育成を図ります。
- ◆ 良い景観を自分たちの手で守り、つくり、向上させていくことを通じて、地域の魅力を高めていくなど、住民参加による地域振興への意識の育成を図ります。
- ◆ 景観アドバイザー派遣によるワークショップ手法などを通じて、地域における景観形成のリーダーとなる人材づくりを支援していきます。

醸成の視点 住民・事業者・行政が一体となって景観づくりに取り組む気運の醸成を目指します

- ◆ 住民、事業者、行政が景観づくりに関する協力体制を保ちながら協働・連携していくために、それぞれの役割を明確にするとともに、景観形成のためのルールづくりや推進体制の整備などにより、意識の高揚、気運の醸成を図ります。

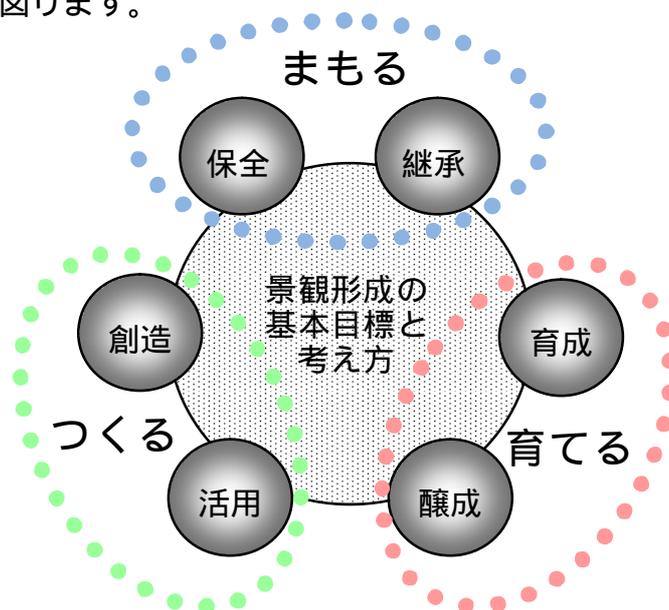


図3 基本目標と基本的な考え方のイメージ

第3章 広域的な景観形成に関する事項

この章では、県内の各地域において目標とする景観の在り方を検討する際の参考となるように、広域的な景観のとらえ方を示します。

(1) 広域的に景観をとらえる意義

それぞれの地域において景観形成を考えていくに当たっては、地域の風景が景観の基本となることから、景観形成には基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担いながら、地域の景観を的確にとらえて、取り組んでいくことが望まれます。そのようにして各地域で形成された景観の総体として、県全体の景観を見たときに、それが宮城らしい景観であることが理想的です。

見方を変えれば、市町村の区域を越えた広域的な景観の在り方を理解することで、周辺の地域の景観と調和のとれた景観づくりが可能になるとも考えられます。

ここでは、各地域の景観形成を考える際の基本となるように、広域的な観点から宮城県の景観についてまとめます。

(2) 広域的な景観のとらえ方

宮城県の景観を広域的に見た場合、地形と土地利用の観点から整理される面的な景観のまとまりである「景観区分」、線状の要素を中心に形成される景観のまとまりである「景観軸」、景観区分や景観軸に加えて、社会的背景、歴史的・文化的背景などから形成される景観のまとまりである「景域」という3つの異なる観点で景観をとらえることができます。

地域の景観を考える際には、その地域がどのような「景観区分」に属し、どのような「景観軸」がその地域を貫き、「景域」の特性は何なのかを理解することが重要です。

景観区分

広域的に景観を見たとき、最も大きな特徴となるのは「自然の地形」です。さらに人間の生活領域の姿、すなわち「土地利用」によっても景観は特徴付けられます。この2つの視点でとらえた面的な景観の領域を「景観区分」と呼ぶことにします。

県内の景観区分は「山地景観」「平野景観」「海岸景観」「都市景観」の4つに大別することができます。

ア 山地景観

山形県・秋田県との県境を形成する奥羽山脈が連なる県西辺部，福島県との県境となる阿武隈山地のある県南辺部，岩手県から延びる北上山地が太平洋へ突き出す形の県北東部において，山地，丘陵を基調とした景観が見られる区域です。

山地景観は，おおむね標高 500m以上の地区に見られる「高山地型景観」と，200～500mの地区に見られる「低山地・丘陵型景観」に細分することができます。

高山地型景観では，地形や動植物などの自然環境の保全に努め，工作物等を建設する場合には，山並みを望む眺望の阻害を避け，自然景観と調和する素材，デザイン，色彩となるように配慮することが大切となります。

低山地・丘陵型景観では，丘陵，森林，小川，農地などで構成される山村景観や，自然林，二次林，人工林などで構成される森林景観を維持・保全していくことが大切となります。

イ 平野景観

山地の裾から海岸部に広がる平野部の田園地帯において，広い水田を中心とした景観が見られる区域です。平野内に見られる河川や，標高 100m以下の低丘陵も平野景観を構成しています。

平野景観は，農地，集落などの土地利用が行われている地区に見られる「田園型景観」と，田園地帯に点在して商業や行政の中心としてある程度都市的な土地利用が行われている地区に見られる「田園中心都市型景観」とに細分することができます。

田園型景観では，河川，池沼，里山等の自然環境の保全に努めるとともに，宮城らしさのひとつの典型である，自然と調和し，地域の特徴が生かされた統一感のある伝統的な田園景観の姿を維持・保全することが大切となります。

田園中心都市型景観では，まちの歴史や文化をまちづくりの個性として活用し，まちとその周辺の農村環境等が調和するよう，統一感を持った街並みの整備を行うことが大切となります。

なお，平野部において顕著に都市的な土地利用がなされている地区は，後述する「都市景観」として，ここで扱う平野景観とは別に分類します。

ウ 海岸景観

太平洋に面する海岸部において，海を生活・生業の舞台として人々が形づくってきた景観が見られる区域です。

海岸景観は，主に県北部の沿岸に見られる「リアス海岸型景観」と，主に県南部の沿岸に見られる「砂浜型景観」に細分することができます。

リアス海岸景観では，地形や植物による自然の海岸景観の保全に努

めるとともに、建築物、工作物等の設置については、自然環境の保全に配慮し、海と人との関わりを伝える歴史や文化を生かした景観の形成に努めていくことが大切となります。

砂浜型景観では、現在の海岸線の自然状況をできる限り保全していくとともに、砂浜、干潟、海岸沿いの防風林や運河等を生かした水辺空間としての景観形成が大切となります。

エ 都市景観

主に平野部の城下町や宿場町、港町など歴史的に見ても地域の中心であったところで、現在も人口が集中し、産業や都市的な施設などが集積するなど、都市的な景観が見られる区域です。

都市景観は、地域の行政、商工業、流通経済などが集積する、各地域の中核となる都市を中心とした地区に見られる「地方中心都市型景観」と、仙台市を中心とした高密度・多機能な市街地に見られる「大都市圏型景観」とに細分することができます。

地方中心都市型景観では、各地域における行政、経済の中心にふさわしい質の高さと、各々の都市に固有の自然や歴史・文化を個性として表現できる景観整備を進めることが大切となります。

大都市圏型景観では、歴史や個性を生かしつつ、大都市及び圏域の経済力を生かした質の高い景観づくりを進めるとともに、人が多く集まることによって発生しがちな景観を損ねる要因を排除していくことが大切となります。

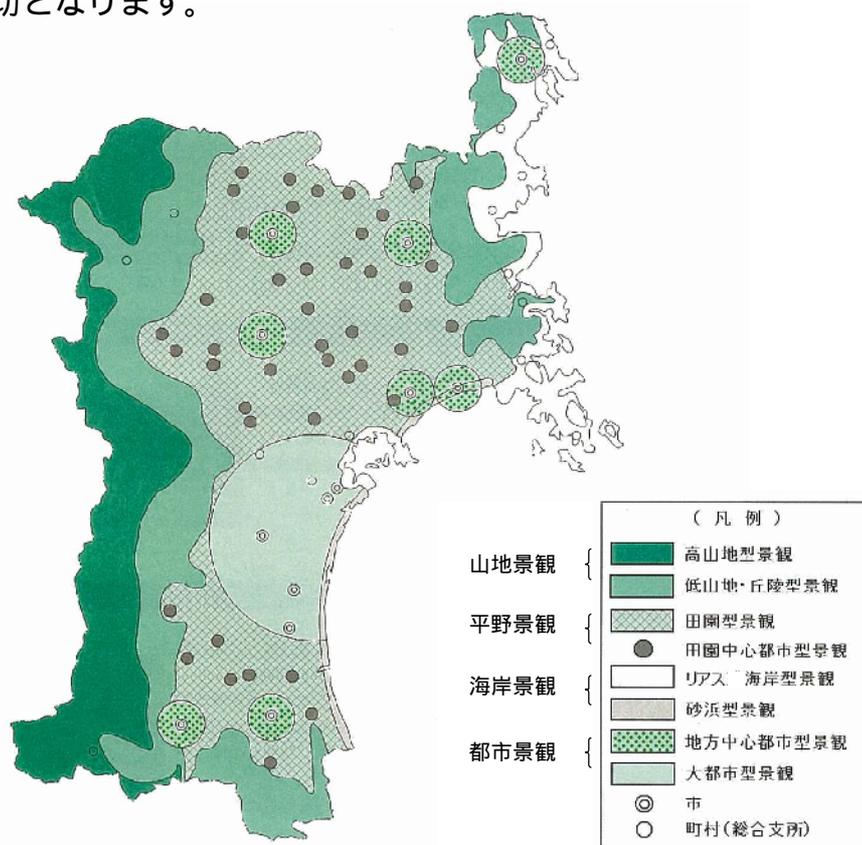


図4 宮城県の景観区分

景観区分	景観類型	対象範囲	景観概況
山地景観	高山地型景観	高山帯や亜高山帯の植生が出現する山地及びその山ろく部、独立峰など、おおむね標高500m以上の地区	高山帯、亜高山帯植生に覆われた自然度の高い山地景観であり、1,000mを超す山頂はランドマークとして遠望される。 1,000m未満の山地も信仰の対象となったり、地域のシンボルとして、存在感を強く持つことが多い。
	低山地・丘陵型景観	高山地地区の周囲に広がるいわゆる里山を中心としたおおむね標高200m以上の地区	人と山との接点となってきた地区で、いわゆる山村文化の中心となってきた。平野部の中に独立した低山地丘陵として地域の人々に親しまれてきたところもある。
平野景観	田園型景観	広い水田を中心とする田園地帯で、大河川を地形の主軸とした低い丘陵地を含む地区	山地景観を背景として、広い水田の中に民家や屋敷林が点在した田園景観を見せる。ごく低い丘陵を背に民家があり、前には小河川と耕地が広がるような日本のふるさと景観のモデルといえるところもある。
	田園中心都市型景観	田園地帯に点在する都市で、地域における商業や行政の中心となっている地区	それぞれに成り立ちの歴史を持った、いわゆるローカルカラーを感じさせるところで、局地的には人口密度も高い。 各地区の市場的なにぎわいとそれに応じたまちの姿を見せている。
海岸景観	リアス海岸型景観	松島湾を含めた主として石巻以北の海岸部で複雑な海岸線を持つ地区	複雑に変化する海岸線と漁港、わずかな平地に形成される集落や耕作地などからなる景観が特色となっている。
	砂浜型景観	主として石巻以南の海岸部で、平坦な砂浜海岸を持つ地区	仙台港などの港湾も立地するが、大部分は砂浜と防潮林の緑が続き、小規模な漁港がアクセントになっている。
都市景観	地方中心都市型景観	地域の行政や商・工・流通経済などが集積する、各地域の中核となる都市を中心とする地区	城下町や港町などその成り立ちは異なるが、中規模の商業地の周辺を家屋が低い密度で取り囲み、比較的低い家並みによってスカイラインが形成されている。
	大都市圏型景観	仙台市街地を中心とする高密な都市域及び仙台市を囲む市街地や交通幹線軸などからなる地区	仙台市街地は大規模な商業・流通業務系の建物が形成する都市景観を見せ、独自の条例や計画に基づく景観施策等も行われている。 仙台市を囲む都市も、仙台都市圏としての広域的構成を持ちながらも各々の成り立ちの歴史は異なり、各都市の個性との間で2つの表情を持っている。

(ランドマーク：ある特定地域の景観を特徴付ける目印となるもの。山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。)

表3 宮城県の景観区分の概要

景観軸

河川や道路などは、複数の地域を線状に貫いて景観を形づくっています。このように、線状に連続性や方向性をもつ景観のまとまりを「景観軸」と呼ぶことにします。つまり景観軸は線に沿って見える景観のとらえ方といふことができます。

ここでは県内の景観軸を「河川軸」「道路軸」という2つに整理します。

ア 河川軸

山地や平野を流れ海に注ぎ込む河川を中心とした空間では、周辺の自然や、流域の人々の営みと相まった、まとまりのある連続した景観が見られます。

舟運、給排水、かんがいなどを目的として人工的につくられた運河、水路などの周辺にも同様の景観が見られます。ここでは、このように流れを中心とした空間を河川軸として取り扱います。

河川景観は、周辺の地形、地質、植生、水流などの自然や、堤防、橋りょう、栈橋、堰などの人工物から構成されており、河川等で行われる漁やレジャーなどの人々の活動のほか、治水・利水の歴史などがその景観を特徴付けています。

河川景観を考えるに当たっては、河川の性状や、周辺の土地利用等について、上流から下流までをひとつの軸としてとらえて、周辺との調和に配慮した景観の形成を進めていくことが大切になります。

イ 道路軸

山岳地帯や田園地帯、都市内を走る道路や、歴史的な経緯を持つ旧街道などは、周囲の自然や、沿道の土地利用に影響を与えながらその地域を貫いており、その周辺ではまとまりのある連続した景観が形成されます。ここでは、このように道路を中心とした空間を道路軸として扱います。

道路景観は、道路内の諸施設だけではなく、沿道も含めた空間で構成されており、道路周辺の自然、ルートの変遷、沿道の土地利用の歴史などが、その景観を特徴付けています。

道路景観を考えるに当たっては、道路内から沿道の建物等を見る視点と、道路の外から道路を含めた全体的な景観を見る視点を意識しながら、軸としての街並みの連続性や周辺との調和に配慮した景観の形成を進めていくことが大切になります。

景観軸	対象範囲	景観概況
河川軸	河川，運河，水路などを中心として，その周辺の自然や，人々の生活域を含む範囲	周囲の地形や土地利用を背景に，水面，川岸，川原，堤防，橋梁などや，アユ漁，サケ漁，シジミ漁などの活動を景観資源とした独特の景観が見られる。
道路軸	山岳地帯や田園地帯，都市内を走る道路，歴史的な旧街道などを中心として，その周辺の沿道を含む範囲	沿道で行われる土地利用が，周囲の景観に影響を与えつつ，連続的な景観を形づくっている。

表4 宮城県の景観軸の概要

〔景観軸の例〕

旧奥州街道の沿道景観

江戸から津軽に至る旧奥州街道¹は，宮城県の白石市から蔵王町，大河原町，柴田町，岩沼市，名取市，仙台市，富谷町，大和町，大衡村，大崎市，栗原市を経て，岩手県一関市に抜けるルートで，大部分は現在の国道4号となっています。

江戸時代には，旧奥州街道沿いに，越河宿（白石市）から，仙台城下を経て有壁宿（栗原市）まで，二十あまりの宿場がおかれ²，一里ごとに一里塚がおかれしました。

現在もその沿道の土地利用や，街道から遠くを眺めたときに見える自然などによって道路軸方向に景観が形成されています。例えば，かつての宿場の面影が残る所や，旧宿場の間の自然や田園の中を通る所，すっかり現代の都市景観に変わってしまった所など，場所によって景観は異なりますが，いずれも数百年にわたって，東北地方の経済を支えてきた重要な路線を中心として形成されてきた軸景観です。



富谷宿
(富谷町)



新鹿野一里塚跡
(栗原市金成)



仙台城下芭蕉の辻
(仙台市)

- (1) 江戸時代の五街道の一つ。一般的には，江戸千住から津軽三厩^{みんまや}に至る街道をいう。厳密には，幕府は宇都宮宿から奥州白河宿までを，正式名称「奥州道中^{あづまみち}」と定めた。江戸から奥羽への基幹道のため道中奉行の直轄街道となっていた。幕末には，蝦夷地開拓などの理由により特にその重要性が増した。
- (2) 宮城県内の旧奥州街道には次の宿場があった。(南から)越河宿，斎川宿，白石城下(以上，白石市)，宮宿(蔵王町)，金ヶ瀬宿，大河原宿(以上，大河原町)，船迫宿，槻木宿(以上，柴田町)，岩沼宿(以上，岩沼市)，増田宿，中田宿(以上，名取市)，長町宿，仙台城下，七北田宿(以上，仙台市)，富谷宿(富谷町)，吉岡宿(大和町)，大衡宿(大衡村)，三本木宿，古川宿，荒谷宿，高清水宿(以上，大崎市)，築館宿，宮野宿，沢辺宿，金成宿，有壁宿(以上，栗原市)。

景 域

ある共通する自然環境や社会的状況，歴史的・文化的背景などによって形成されるまとまった景観が，市町村の区域を越えて見られるところがあります。ここでは，このような景観が見られる区域を「景域」と呼ぶことにします。

ある景域に見られる景観を理解するためには，前に示した「景観区分」や「景観軸」という景観のとらえ方が基本となりますが，さらに地域に共通する自然，人々の暮らしの状況，歴史や文化などを把握することが大切となります。

なお，県内各地に景域が設定できると考えられますが，具体的な景域の設定に当たっては，改めて当該地域の景観資源を掘り起こし，地域の特性を把握した上で範囲を定めることとなります。

〔景域の例〕

松島湾の景観

塩竈市，東松島市，松島町，七ヶ浜町，利府町の沿岸部にまたがる松島湾では，低丘陵に囲まれたひとつの湾内に数百の島々が浮かぶ光景が広がっており，その景観は日本三景に数えられ，県立自然公園と特別名勝に指定されています。

松島の景観は，自然的な美しさだけで構成されているわけではありません。松島湾では古くから漁業，農業が営まれ，各地で凝灰岩の採石が行われるなど人々の生活・生業の場であるとともに，多くの寺社が建立されるなど信仰の場でもありました。また，和歌や絵画の題材にもなっており，近世に当時の文化人が多く来訪しています。その頃から，遊覧観光の場として，観光客を受け入れるための旅籠屋（現在の旅館）が建てられるようになり，明治時代の県立公園整備を経て，現在に至っています。このように松島湾では，広域的に，長年にわたり人々が自然と関わりながら活動して形成してきた歴史的，文化的な景観を見ることができます。



松島湾



松島湾の力キ養殖景観

第4章 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項

この章では、景観形成に関して宮城県が取り組むべき施策について基本目標の「まもる」、「つくる」、「育てる」の視点で整理し、それぞれの施策の基本的な考え方と、施策の実施における留意事項を示します。

(1) 「まもる」ための施策

豊かな自然や、各地域の歴史的・文化的資産は、その地域の独自性を際立たせる大切な景観資源といえます。美しい景観の形成のためには、そのような景観資源を保存継承していくための取組が欠かせません。

そのために、守るべき景観やその景観を構成する要素を明らかにすること、守るべき景観資源を適切に保存すること、さらには保存した資源の価値が低下しないような、あるいはその価値をさらに向上させるような取組を進めていきます。

(2) 「つくる」ための施策

人々の生活は、その時々々の社会状況の変化にさらされており、それに柔軟に対応していくことが求められます。それに伴って景観も更新されることとなります。そのようなとき、守るべきものを守った上で、それらと調和した新しい要素を付け加えていくことによって、さらに個性的で豊かな景観をつくり出すことができると考えられます。

そのために、「まもる」ことと調和のとれた「つくる」ためのルールづくりや、そのルールを適切に運用して、魅力ある景観をつくるための取組を進めていきます。

(3) 「育てる」ための施策

良好な景観づくりは、行政だけではなく、県民や事業者など多くの人々が、身近な景観の大切さを認識し、主役となって取り組んでいくことが重要です。また、多くの人々が景観づくりに参加することによって、地域に対する誇りと愛着が生まれ、さらに景観資源の保全や、美しい景観づくりへの気運の高まりにつながっていくと考えられます。

そのために、市町村の担当者をはじめ、一人でも多くの県民、事業者が景観づくりへの関心を高め、積極的に景観づくりに参加していけるような場を提供していきます。

(4) 総合的な施策

景観形成に関する「まもる」、「つくる」、「育てる」の総合的な取組として、他分野との連携により良好な景観形成につなげることを目指す方法があります。

そのために、土木、商工観光、農林水産、教育などの各分野の制度や事業とも連携を図っていきます。

(5) 施策の実施における留意事項

景観形成に向けての役割分担

美しい景観づくりには、住民、事業者、市町村、県が役割分担し、お互いに連携して取り組んでいくことが欠かせません。住民、事業者、市町村、県に期待される役割は次のとおりです。

ア 住民の役割

景観づくりの主役であることを自覚し、自分たちの身近な景観や環境への関心を高め、積極的に良好な景観の保全・創出に参加することが望まれます。

イ 事業者の役割

事業活動の結果が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、地域の景観に対する関心を高め、景観形成へ配慮するとともに、地域の景観づくりに参加・協力する役割を担います。

ウ 市町村の役割

住民・事業者にもっとも身近な行政である市町村が景観行政団体となり、地域固有の歴史・文化等を生かした住民との協働による景観づくりに向けて、中心的な役割を担います。

(景観行政団体：景観法により定義される景観行政の取組の主体となる自治体。基本的には政令指定都市、中核市及び都道府県が景観行政団体となるが、都道府県知事と協議し同意を得た市町村については、当該市町村が景観行政団体となる。景観行政団体は、景観計画の策定など景観形成に関する施策に主体的に取り組むことができる。)

エ 県の役割

県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村の景観づくりをより一層進めやすくするため支援・先導を行うとともに、広域行政の担い手であることを踏まえ、広域的な観点から先導・調整を行う役割を担います。

基本方針の見直し

社会経済情勢や景観を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、必要に応じて基本方針を見直していきます。基本方針の変更に当たっては、県民意識の把握に努めるとともに、市町村等との調整を図りながら進めていきます。

宮城県土木部都市計画課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

TEL : 0 2 2 (2 1 1) 3 1 3 2

FAX : 0 2 2 (2 1 1) 3 2 9 5

E-mail : toshikei01@pref.miyagi.jp

<http://www.pref.miyagi.jp/tosikei/>